

投資顧問契約書

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

様

商号 株式会社ウィナーズ・サポート
登録番号 関東財務局長(金商)第2229号
住所 〒160-0022
東京都新宿区新宿一丁目9番2号
TEL. 03-5368-3313 FAX. 03-5368-3312

— 契約にあたってのご注意 —

1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- (1) 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - ①有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - ②有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - ④店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- (2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

2. クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

- (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除
 - ①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
 - ②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
 - ③入会金の払込みがあった場合、全額をお返しします。
 - ④契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。いずれの場合も、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言業務を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（電話代、封筒代等）相当額をいただくことがあります。報酬の前払いがあるときは、通常要する費用を差し引いた残額をお返しします。
- ・ 投資顧問契約に基づく助言業務を行っている場合：日割り計算した会費（契約期間に対応する会費÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する会費を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ・ クーリング・オフ期間経過後は、お客様からの書面による意思表示で契約の解除を行うことができます。当該契約の終期は、本会員、家族会員及びウェブ年会員が、当社が書面を受領した日の属する月末、ウェブ月会員は、当社が書面を受領した日の属する週の最終営業日とし、契約解除までの期間に相当する会費を日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。但し、入会金及び既に受領した個別相談料の返還はいたしません。
- ・ ウェブ年会員とウェブ月会員が、同じ契約日数にて契約を解除した場合、解約返還金額が異なります。（例えば、ウェブ年会員の返還金がウェブ月会員の返還金を下回ります。）これは、契約期間又は支払回数により会費が異なることに起因し、均等なサービスの提供の考えから逸脱したものではありません。
- ・ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

_____（以下、「甲」という）と株式会社ウィナーズ・サポート（以下、「乙」という）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次のとおり投資顧問契約（以下、「本契約」という）を締結した。

(本契約の内容)

第1条 甲は、自己の資産の運用に関し、乙から継続的に情報又は助言の供与を受けることを乙に対し申し入れ、乙は法令の規定及び本契約の本旨に従い、甲のために忠実に投資助言業務を遂行することを承諾した。

(契約締結書面の確認)

第2条 本契約に関し、乙は甲に対し契約締結前及び本契約締結時の書面を交付し、乙はこれを確認した。

(投資助言の内容及び方法)

第3条 甲は乙から、国内外の有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、次の方法により助言サービスを受けることができるものとする。

- ①資産運用や金融商品全般に関し、メール又は電話で相談すること（電話の場合は月5回まで、6回目以降は有料）

- ②月1回以上、マクロ経済やマーケット分析等をまとめたレポートを受け取る、又は会員専用ログイン画面から閲覧できること
 - ③乙が主催するセミナー・勉強会等に無料で参加できること(一部、有料の場合もあり)
 - ④個別相談を受けること(有料)
 - ⑤ウェブ会員は、上記①～④に加え、ウェブ上からオンデマンド等で、経済、マーケットの見方、考え方のレクチャー動画及び不定期の投資ライブ放送を閲覧できること
- 2 乙は甲への事後の通知により、前項のサービス内容の追加、変更、部分改廃等を行うことができるものとする

(分析者・助言者)

第4条 本契約に関わる乙の分析者・投資判断者は、武田 勉、五味 憲仁、持田有紀子とする。
但し、乙の都合により分析者又は助言者が変更されることがあることを甲は予め了承する。

(会員と入会金)

第5条

①会員

会員は、本会員、家族会員及びウェブ年会員、ウェブ月会員とする。家族会員の要件は、本会員と生計を同一にする配偶者、ご両親、お子様(高校生を除く18歳以上)とする。家族会員も個別に「契約締結前の書面」による事前説明を受け「投資顧問契約」を締結する。家族会員の契約は、当該本会員契約期間中であれば契約が可能。当該本会員の契約が終了した場合、その時点で家族会員の契約も終了するものとする。家族会員が単独で会員継続を希望する場合、入会金の差額5,250円(税込)を支払い、本会員となる事が出来るが、契約期間は当初の家族会員契約に従うものとする。

②入会金と支払い方法

入会金は本会員10,500円(税込)、家族会員5,250円(税込)とし、ウェブ会員は免除する。年会費と同時に投資顧問契約の締結日から10日以内に、次のいずれかの支払方法で決済する。

尚、家族会員が、本会員の終了後も単独で本会員になる場合、差額入会金5,250円(税込)。

- ・当社名義の銀行口座への振込による支払い
- ・ペイパルを介した、クレジットカードによる支払い
- ・現金による支払い

(報酬の額・支払いの時期等)

第6条 本契約に基づく甲の乙への報酬等の金額・支払い時期等については、次のとおりとする。

①年会費及び支払い方法

会費は本会員年21,000円(税込)、家族会員年10,500円(税込)とし、投資顧問契約の締結日から10日以内に、次のいずれかの支払方法で決済する。2年目以降については、契約終了日の15営業日以内に、同様の方法で決済する。家族会員の契約更新は、原則当該本会員の契約更新を条件に認められるものとする。但し、家族会員が単独で本会員への移管を希望する場合、入会金差額5,250円(税込)の支払いと新年度分の本会員年会費21,000円(税込)の支払いを行い、本会員として契約を行うことが出来る。

- ・当社名義の銀行口座への振込による支払い
- ・ペイパルを介した、クレジットカードによる支払い
- ・現金による支払い

ウェブ年会員の会費は、一括払い 98,000 円 (税込)、3 回払い 98,100 円 (32,700 円×3、税込)、6 回払い 98,400 円 (16,400 円×6、税込)、12 回払い 98,400 円 (8,200 円×12、税込) とし、投資顧問契約の締結日から 10 日以内に、次のいずれかの支払方法で決済する。2 年目以降については、契約終了日の 15 営業日以内に同様の方法で決済する。

- ・一括払い …………… 当社名義の銀行口座への振込による支払い
- ・一括又は分割払い … 当社指定クレジットカードによる支払い

ウェブ月会員の会費は 9,800 円とし、投資顧問契約の締結日から 3 日以内に、当社指定クレジットカードにて決済する。2 ヶ月目以降については、契約終了日の 3 営業日以内に同様の方法で決済する。

②個別相談料及び支払い方法

個別相談は 1 時間あたり 5,250 円(税込)とし、訪問面談の場合、別途交通費の実費を支払うものとする。また、月 6 回目以降の電話相談についても、1 回につき、5,250 円(税込)を支払うことに同意する。

③その他の費用

報酬等の振込み手数料については甲の負担とする。また、甲の意思による投資顧問契約の解除があった場合、乙からの返金に伴う振込み手数料も、クーリング・オフの期間内を除き、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第 7 条 乙は、本契約に関して知り得た甲の資産状況及びその他個人情報について、秘密を厳守するものとする。

2 甲は、乙の提供する情報の内容を第三者に漏洩し、又は乙の承諾なくして、第三者と共同して利用してはならない。

(運用の責任)

第 8 条 資産運用は、甲が自己の責任において行うものであり、乙の助言及び指導は甲を拘束するものでなく、その結果、甲に損害が生じたとしても乙はその責任を負わない。

(損失補填の禁止)

第 9 条 乙は、直接的又は間接的であるかを問わず、甲の資産運用の結果生じた損失の補填や特別の利益の提供は行わないものとする。

(契約期間)

第 10 条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、期間満了の 1 カ月前 (ウェブ月会員は 3 営業日前) までに甲又は乙のいずれか一方から他方に対し、契約終了の申し出がない限り、本契約は同条件で自動延長するものとし、その

後も同様とする。

又、本会員が解約する場合、当該本会員に付属する家族会員の契約も同時に終了するものとする。家族会員が単独で会員継続を望む場合、入会金の差額を支払い、本会員となることが出来る。その場合、契約期間は家族会員契約の期間が充当される。

ウェブ年会員の分割による年会費が、決済されない場合は、未決済が確認された時点で、投資助言のサービスを停止する。当該支払日を10営業日過ぎてもなお決済されない場合は投資顧問契約を解除し、会員資格は消滅する。該当する10営業日間に入金された場合は、入金確認日の翌営業日から当該サービスの停止を解除する。ただし、期間の延長はされない。

ウェブ月会員の会費が、当該支払日までに決済されない場合は、未決済が確認された時点で、投資顧問契約を解除し、会員資格は消滅する。

(契約書の掲載事項の変更)

第11条 本契約書の掲載内容について、法令その他の理由で変更する必要がある場合、乙は速かに甲に変更内容を告知し、これを送付するものとする。

(届出事項の変更)

第12条 甲は乙に届け出た氏名、住所、連絡先等に変更があった場合、遅滞なく乙に届け出るものとする。

2 前項の届出がないため、又は乙の責によらないで乙からの通知又は送付書類その他が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに甲に到着したものとみなす。

(乙への連絡方法)

第13条 乙への連絡先は、電話 03-5368-3313 とする。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項については、関係法規及び習慣に従い、甲及び乙は誠意を持って協議するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に起因する紛争について訴訟を提起する必要がある場合は、乙の所轄地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、契約書を2通作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

契約年月日 平成 年 月 日

(甲) 住所

氏名又は名称

(乙) 住所 東京都新宿区新宿一丁目9番2号

氏名又は名称 株式会社 ウィナーズ・サポート
代表取締役 武田 勉